

## 平成25年度「阿波の逸品」支援商品募集要項

### 1 事業概要

観光交流の推進及び地場産業の振興のため、本県の豊かな農林水産資源、人材、技術などを活用した徳島ならではの「魅力的で売れる県産品」の創出や販路拡大を支援していく事業です。

### 2 支援内容

- ①県内外の物産展・商談会・見本市開催についての情報提供
- ②新聞等マスメディアでのPR
- ③県内外の百貨店・量販店・コンビニエンスストア等のバイヤー等への紹介  
(賞味期限(消費期限)が7日未満の食品については、原則、県内バイヤー等への紹介のみとする。)
- ④県内外の百貨店・量販店・コンビニエンスストア等で実施される物産展への参加  
(一部公益社団法人徳島県物産協会への加入が条件)
- ⑤徳島県物産協会運営のショップでの販売  
(公益社団法人徳島県物産協会による審査有り)
- ⑥公益社団法人徳島県物産協会と連携した支援事業(「特選阿波の逸品」認定、セミナー開催など) 等

#### 【注意】

**当事業は、選定商品の販路拡大やPRを支援するものであり、徳島県が優良商品として選定商品の品質等を保証するものではありません。このため、選定商品に「阿波の逸品」マークを貼付することは禁止しております。**

**この事業趣旨を十分に御理解の上、御応募いただき、選定された後は積極的な各種支援事業に御参加くださいますようお願い申し上げます。**

### 3 選定期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

### 4 応募資格

- ①商品について
  - 加工食品、工芸品、日用品など、一般消費者を対象とする商品であること。
  - 徳島ならではのこだわり、ストーリー性を持った商品であること。
  - 徳島県内産の原材料を使用していること。  
(ただし、県外産の原材料のみであっても、歴史的、文化的等で徳島県との関係が特に強いと認められる場合は、対象とする。)
  - 徳島県内で全て又は主たる部分を製造、加工していること。  
(ただし、応募者のみが販売するオリジナル商品として、他に製造委託している商品は製造、加工が徳島県外の場合であっても応募可能とする。)
  - 応募できる商品数は1事業者につき3商品(既選定商品含む)までとします。  
既選定商品で3商品を越えている場合は、3商品に厳選して応募すること。  
(ただし、「特選阿波の逸品」に認定されている商品については、外数とする。)
  - JAS法、食品衛生法、薬事法等、その他関係法令に適合するものであること。
- ②事業者について
  - 所在地 ○徳島県内に主たる事務所を置くこと。
  - 販路開拓への意欲 ○県外や県内の小売店等への販路開拓への意欲があること。
  - 製造 ○原則、自社が製造していること。  
○既に自社又は小売店において、製造販売を開始している商品であること。  
(通信販売含む。ただし、インターネットオークションは除く。)
  - 特例として、応募者のみが販売するオリジナル商品として、他メーカーに製造委託している商品は応募可能とする。  
※製造メーカーが製造した商品を単に仕入れて販売しているケース、大量に製造されたいわゆる「レール商品」と認められる商品は応募不可とする。
- ③製造許可等について
  - ※食品関係事業者
    - 食品衛生法の許可を受けている施設で製造していること。
    - 過去1年以内に食品衛生などの関係法令に違反し処分を受けていないこと。
    - 食品衛生責任者を設置していること。
    - 商品の微生物検査を年に1回以上実施していること。
    - 品質表示が、JAS法等に基づき適正であること。
    - 原料の原産地を誤認させるような表現をしていないこと。
    - 内容量が多く入っているように見せかける包装をしていないこと。
  - ※食品・非食品関係事業者共通
    - 製造物責任保険に加入していること。

※上記の応募資格に関して問題が生じた場合、又は、応募用紙への記載内容で虚偽が判明した場合は支援を取り消すことがあります。

<b>5 募集受付期間</b>	
募集締切	平成26年2月21日(金) 必着
<b>6 選考方法</b>	
①書類選考	記載内容が適正かどうか、チェックする。
②支援商品選考委員会	商品及び応募用紙を見て、商品の独自性、販路拡大への意欲を審査し、検討する。
③支援商品決定	決定時期3月中旬
<b>7 提出書類等</b>	
①支援商品応募用紙	1商品1枚。商品写真を添付すること。
②パンフレット等商品説明資料	※食品関係のみ(製造委託している場合も同じ)
③商品パッケージ、食品表示ラベル(応募用紙に添付)	
④過去1年以内に実施した微生物検査の検査報告書の写し	
⑤サンプル商品について	
【新規応募商品について】	食品については、常温で保管可能で賞味期限(消費期限)が平成26年4月以降のものは応募用紙と一緒に提出のこと。冷凍保存や冷蔵保存、又賞味期限が短い商品については、送付時期を別途連絡する。工芸・日用品等については、応募用紙と一緒に提出すること。ただし、大きなもの、壊れやすいもの、高価なものについては、事前に相談すること。
【継続希望商品について】	前回選定時と商品の材料やパッケージ等全て同じ場合は、サンプル商品は必要ありません。ただし、材料やパッケージ等少しでも変更がある場合は、サンプル商品を提出すること。サンプル商品の提出については、【新規応募商品について】と同様とする。
※提出していただいた書類、サンプル商品(食品)は返却いたしませんので、ご了承ください。	
<b>8 提出先及びお問い合わせ先</b>	
徳島県観光国際局観光政策課	
魅力発信担当(担当:住吉)	
〒770-8570 徳島市万代町1-1	
TEL:088-621-2336 FAX:088-621-2851	
Email:kankouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp	
<b>9 その他</b>	
①アンテナショップ及び百貨店・量販店・コンビニエンスストア等での販売の際にそれぞれの取引先に応じて生じる販売手数料、運送費、人件費等の経費は事業者負担となります。	
②この事業は、事業者の販路開拓を支援するものですが、販売まで全てを県が請け負うものではありません。紹介等があった取引先に対し、事業者様ご自身の営業努力をお願いいたします。この点を御理解の上、お申し込みください。	
③支援対象となった事業者については、事業効果を検証するため、販路開拓実績を県へ報告していただきます。なお、報告された内容については、当該事業の目的以外には使用しません。	
④お送りいただいた商品写真については、徳島県が行うPR活動や販路拡大等に使用させていただきます。	